

平成30年度 第1回大阪市建設事業評価有識者会議 会議録

開催日時：平成30年9月11日（火曜日）9時30分から11時30分
開催場所：大阪市役所 屋上階（P1）共通会議室

開会

○井手行政リスク管理担当課長代理

それでは、ただいまより平成30年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市市政改革室行政リスク管理担当課長代理の井手と申します。よろしくお願いいたします。

開始に先立ちましてお断りを申し上げます。本市では、庁内環境管理計画に基づきまして、全庁的に省エネルギーに取り組んでおります。その一環として、現在、適正暖房、適正冷房及び軽装勤務での取り組みを実施しておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

本日もご出席いただいております委員の皆様並びに本市出席者については、お手元の次第の裏面にあります座席表のとおりでございます。

それでは、議事に入ります前に配付資料を確認させていただきます。

資料の右肩に資料番号をつけさせていただいています。資料1が平成30年度建設事業評価の進め方について。資料2として、平成30年度大阪市事業再評価実施方針。資料3-1から3-17につきまして、本日もご意見いただきます事業再評価対象事業の一覧表及び位置図、事業再評価調査及び付属資料となっております。資料4といたしまして、事業再評価対象外事業一覧表及び付属資料。資料5として、夢洲土地造成事業の事業再評価時期について。資料6といたしまして、平成30年度継続中事業の自己評価結果となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、内田座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○内田座長

皆さん、おはようございます。

では、議事次第に従いまして進めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

内容（1）平成30年度 建設事業評価の進め方について 内容（2）事業再評価について

2の議事次第の内容のところ、（1）とそれから（2）の事業再評価についてのア、この2点については、皆さん委員の方、2年目ですこしおさらいということになりますので、まとめて事務局から説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井手行政リスク管理担当課長代理

それでは、資料1について説明させていただきたいと思っております。

平成30年度の建設事業評価の進め方につきましては、資料1のとおりでございます。事業再評価につきまして、対象事業を本日より第2回の12月18日の2回に分けて審議していただくこととしております。その後、委員の皆様の見解を取りまとめ、公表させていただきます。最終、来年の2月ごろに対応方針を決定、さらに公表してまいります。

資料1につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2及び別表についてご説明させていただきます。

資料2は、事業再評価の実施に当たりまして必要な事項を定めたものでございまして、評価対象事業、評価の時期、評価の視点、評価の分類、評価の方法、公表の方法などを定めております。

2の評価の時期についてですけれども、先ほどの進め方でご説明させていただきました時期に合わせて時期を記載させていただいております。その他の事項につきましては昨年度の事項から内容変更はありません。

別表につきましては、今年度の事業再評価対象事業の一覧表を示しております。全部で16の事業を対象としております。今回の第1回につきましては、そのうち1番の街路事業から12番の下水道事業の計12事業について審議していただくこととしております。

なお、これらの事業一覧表には載っておりませんが、後ほど本日の内容を、(3) 事業再評価対象外事業等におきまして夢洲土地造成事業の事業再評価時期について説明させていただくこととしておりますけれども、夢洲土地造成事業につきましては、平成25年度の事業再評価から5年が経過しており、評価理由の④事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し継続中であるため事業再評価対象事業ではございますが、後ほど資料2で説明させていただきます事業を取り巻く社会経済情勢等の変化もございまして、事業再評価の時期につきましては来年度に実施してまいりたいと考えております。

また、参考資料といたしまして、別表の後に参考資料とございまして、事業再評価の視点と、事業評価の定義を添付し、【A】から【E】の評価分類について、具体的にどういう事業が該当するかというポイント等を示しておりますのでご参考ください。

簡単になりますが、以上です。よろしくお願いいたします。

○内田座長

ありがとうございました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

私のほうから、繰り返しになりますけれども確認させていただきますと、別表に上がっています16事業のほかに、5年経過というようなことでもう一つありますけれども、夢洲土地造成に関しては資料5という形で後ほど具体的に説明があります。

それから、参考資料のところ、特にAからEまで評価分類を最終的な、右端のところですけども、AかEはわかりやすいですけども、B、C、D、どれがポイントで区分しているかというところがまとめられていますので、またそれを見て議論のときに参照したいと思います。

そのほか何か、ご意見等はございませんでしょうか。

いいですか。では、本体の再評価の審議のほうに移っていききたいと思います。

進め方としましては、局ごとにまとめて所管局より説明をお聞きして、その後、質疑を行って、意見を確認していきたいと思います。

内容(2) イ 事業再評価 事業説明(街路事業)

○内田座長

まずは、街路道路事業の8事業について、8事業もあって非常に恐縮ですが、全体の時間は限られておりますので、15分程度で説明をお願いいたします。

○西尾街路課長

それでは、資料3-1にございます1番から7番の街路事業についてご説明をさせていただきます。建設局街路課長の西尾です。よろしくお願いいたします。

資料3-2をごらんください。まず、個別の事業のご説明に入る前に、少し街路事業全体の基本的な考え方、事業の進め方をご説明させていただき、その後、個別の事業を説明させていただきたいと思います。資料3-2をおめくりいただきまして、1ページ目の下をごらんください。街路事業は、都市計画に基づき、都市計画道路の整備や、道路と鉄道との立体交差を行う事業でございまして、用地買収をしながら進めてございます。その下に記載してございます都市計画道路は、都市計画法に基づいて交通施設として定められた道路でございます。中身は「都市計画道路の機能ごとの分類」という表の一番上に記載してございます「自動車専用道路」や「幹線街路」などの整備を進めています。詳しくは参考2ページに記載してございます「都市計画道路の整備により得られる効果」をごらんください。1つ目の丸の箇所です。都市計画道路につきましては、まちの骨格を形成する、最も根幹的な都市基盤施設でございます。具体的には、下に記載しております効果例1の「道路ネットワークの形成・強化」や、右側の効果例2、「都市防災性の向上」ということで、道路整備をすることで周辺への延焼を遮断するといった防災機能も持ち合わせており、沿道のまちをつくる非常に重要な機能を持つ事業でございます。

3ページにお戻りください。これまでの経過でございまして、都市計画道路の見直しということをしてございまして、1つ目の丸をごらんください。大阪市の現在の都市計画道路網につきましては、戦後間もなくの昭和21年に決定されたものが基本となっております。それ以降の社会情勢の変化を受けまして、2つ目の丸で下線を引いてございます箇所、平成25年には都市計画道路の見直しも行っており

まして、未着手の路線につきまして、34キロを廃止し、区間の見直しを行いながら進めている事業でございます。

中ほどに現状の「都市計画道路の整備状況」がございまして、平成30年3月時点では、一番下の合計をごらんいただきますと、計画延長は511キロ、そのうち整備済延長は409キロ、整備率は80%ということで進捗してございます。残りの約100キロについて、順番に事業を進めております。事業中の路線は、一番下でございます表に書いてございます33路線、35キロとなっており、現在事業を進めているということでございます。再評価に関わる事業中の路線につきましても、優先順位をつけて進めております。

お手元に「都市計画道路の整備プログラム」の資料をご用意させていただいております。これは、市民の皆様にも公表させていただいており、事業中の都市計画道路に優先順位をつけた整備プログラムでございます。少しこの内容をご説明させていただきます。資料の5ページをごらんください。

財政状況が厳しい中、平成28年9月に整備プログラムを策定してございます。1つ目の丸に書いています、優先度が高い路線に重点を置いて整備を進めています。

優先度が高い路線は4点ございまして、1点目は「密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線」について重点的に進めております。図の中ほどにございます市内中心部にはハッチがかけられていますように、密集市街地が広がっておりますので、この密集市街地の骨格を形成する道路について重点的に整備を進めております。図の右下、「防災の骨格」を担うということで、延焼遮断であったり、緊急救助・消防活動に必要な幅を確保するというで優先的に整備を進めています。2点目は、「他事業と連携して進めるべき路線」ということで、左側の図は、住宅市街地整備とあわせて効果を発現するために進めている事業です。右上の図が、自動車専用道路へのアクセスに寄与する道路で、その下の図が、連続立体交差事業ということで、地平を走っている線路を高架化し、立体交差とすることで踏切を除却する、また、その交差する道路を整備していきこうと、こういった事業と連携して効果を上げられる事業に集中投資をしていくということなんです。3点目は、「淀川左岸線（2期）」ということで、これは自動車専用道路であります。大阪を環状的に走る高速道路で、この路線の整備も優先的に進めています。4点目は、「用地取得率が高く整備効果の早期発現が見込める事業中路線」ということで、完成間近な路線につきまして、集中投資をすることで効果を発現していきます。これらの4点を集中的に進めております。

次に6ページをご覧ください。路線の中でも整備の仕方を工夫しており、段階的整備というものにも取り組んで効果を発現してございます。中段の例aにございますような暫定整備ということで、防災に資する道路につきましては、早急に用地を取得して土地を確保することで整備を進めている例であったり、例cでは、駅周辺において、部分的に整備を進めている例です。例dでは、渋滞する交差点付近にターゲットを絞り、整備を進めている例です。このような整備の工夫をしてございます。その下に記載しておりますが、その他の路線につきましては、しばらくは積極的に進捗を図ることが困難な状況ですので、重点的に進める路線の進捗を見計らいながら、順次整備を進めていくこととしております。以上が都市計画道路の進め方でございます。

次に7ページをごらんください。縦列に1番から32番まで番号を付けていますが、これは事業中の路線を縦に並べておりまして、横に先ほど申し上げました優先順位ということで、重点的なものの指標をあらわしております。「防災骨格路線」、これは密集市街地での整備路線、その隣の「他事業と連携して進める路線」、その隣の「重点整備路線等」ということで用地取得率が高いので早期に整備していきこうというものです。これらの重点的に進めていく路線のグループを上から順番に並べていまして、順番に整備を進めています。その隣に「事業の状態」を記載しておりますが、完了する時期の目安についても公表して進めてございます。こういった整備プログラムに基づきまして、隣の欄に、平成30年再評価対象路線を縦に並べております。ハッチをしている7路線が今回の対象になってございます。その隣に①必要性の評価、②実現見通しの評価、③優先度の評価、④対応方針を並べてございます。対応方針を縦にごらんいただきまして、上に並べている優先すべき路線については評価Aとさせていただいていまして、評価Aの路線が終われば次に着手していく路線ということで真ん中は評価B、最後に、評価A、Bが終わればその次に着手していく路線ということで、評価Cとしております。大きくはこのような考え方にに基づき評価をしております。

次に、簡単に個別路線について説明させていただきます。資料3-3をごらんください。歌島豊里

線整備事業でございます。1ページめくっていただきまして、3ページ目に「図1位置図」がございます。そこに点線で記載してございますのが当該路線でございます、黒の実線は既に完了している路線です。新大阪の東側に位置する路線で、延長1,470メートル、幅員30メートルで、新しく道路を整備していく都市計画道路でございます。ちょうど真ん中に南北に鉄道が交差しておりますが、これは、阪急電鉄の京都線・千里線の連続立体交差事業ということで、地平の線路を高架化する事業であり、関連して工事を進めております。昭和48年から進めておりまして、今までの事業進捗は、次ページの「図3進捗状況」をごらんください。図左側の白く表示している箇所は、既に整備が済んでいるところで、写真①の部分です。斜線の部分がございますが、これはわずかに用地取得が残っている部分でございます、引き続き用地取得を進める必要があります。図右側につきましても、ほぼ道路形態としては完成しております、残るは写真②でございます阪急連立高架化事業に合わせて整備をする部分が残るのみになってございます。用地取得率も99%となっております。2ページ戻っていただきまして、「7 対応方針（案）」でございます。繰り返しになりますが、阪急連立事業による高架切りかえ後、速やかに整備効果を発現するためにも、残る用地取得に努めまして、高架切りかえ後に集中的に整備を行いまして、完了に向けて重点的に整備を進めるということで「事業継続A」としてございます。39年度の事業完了をめざしております。

次に、資料3-4をごらんください。本庄西天満線（神山）整備事業でございます。1ページめくっていただき、「図1位置図」をごらんください。この路線は、梅田の東側を南北に走る路線でございます、延長480メートル、幅員27メートルでございます。この路線につきましても、新しく道路を整備していく路線です。平成6年から事業を進めています。次ページの「図3進捗状況」をごらんください。図右側の白く表示している箇所が写真の②③で、この区間はほぼ道路を整備してございます。この路線と交差する形でJR大阪環状線が走っており、高架橋改良事業が必要になっております。用地も一部残っておりますので、用地取得を進めてまいります。1ページ戻っていただきまして、「7 対応方針（案）」の一番下をごらんください。先ほど冒頭で説明しました整備プログラムの位置づけとしまして、整備優先度が高い路線には位置づけてございませぬので、優先的に整備を進めていく路線の収束に合わせて、本格的に用地取得するとともに、工事を進めていきますので、「事業継続（B）」としてございます。平成39年度での事業完了をめざしてしております。

次に、資料3-5をごらんください。東野田河堀口線（大手前）整備事業でございます。1ページめくっていただき、「図1位置図」をごらんください。この路線は大阪城の西側を南北に走る路線で、延長280メートル、幅員27メートルです。ここは道路がございますが、道路を拡幅するという事業で、昭和56年から進めています。次ページの「図3進捗状況」をごらんください。図の斜線部分については残用地物件となっておりますが、まだたくさん用地がございますが、全て国有地となっております。1ページ戻っていただき、「7 対応方針（案）」でございます。この路線につきましても、先ほどの路線と同様、優先順位の高い路線が終わり次第、整備を進める路線となりますので「事業継続（B）」とさせていただきます。平成36年度の事業完了をめざしてしております。

次に、資料3-6をごらんください。尼崎平野線（山王）整備事業でございます。1ページめくっていただき「図1位置図」をごらんください。この路線は天王寺駅の西側、阿倍野再開発事業の西側に位置しています。この路線は現道がございます、現道を拡幅する事業でございます。延長315メートル、幅員40メートルでございます。南側には密集市街地が広がっており、この密集市街地の骨格を形成する道路ということで非常に重要でございますので、優先的に進めてございます。次ページの「図3進捗状況」をごらんください。斜線部分の用地取得が必要な箇所がございますが、これは鋭意用地取得を進めている状況でございます。1ページお戻りいただき、「7 対応方針（案）」でございます。先ほどお示しましたように、理由の中段以降に書いてございます、密集市街地であるということ、また大阪市地域防災計画にも緊急交通路等ということで位置付けてございますので、優先的に事業を進める路線ということで、「事業継続（A）」とさせていただきます。平成37年度の完了をめざしてしております。

次に、資料3-7をごらんください。豊里矢田線（鳴野・蒲生）整備事業でございます。1ページめくっていただき、「図1位置図」をごらんください。この路線は、京橋駅のすぐ東側に位置する南北を走る道路でございます、延長755メートル、幅員25メートルということで、南側はほぼ新設、北側は現道がありますが拡幅しようという路線で、昭和61年から事業を進めています。次ページの「図3進捗

状況」をごらんください。路線の南側につきましては、図で白く表示していますが、ほぼ道路の形態となっており、北側は用地を取得しながら整備を進めております。路線の中ほどで寝屋川と交差しますので橋をかけ替える必要があるということと、その北側にJR学研都市線と交差しておりまして、ここは、開かずの踏切になってございます。ボトルネックの解消が必要という点もでございます。1ページお戻りいただき、「7 対応方針（案）」としましては、理由の3点目をごらんください。交差するJR学研都市線の踏切前後の区間につきましても、歩行者・自転車が危ないような状況ですので、安全性を向上するとともに、整備プログラム上は優先順位の高い路線が終わり次第、進めていく路線としておりますので、「事業継続（B）」とさせていただきます。平成39年度の完了をめざしております。

次に、資料3-8をごらんください。正蓮寺川北岸線（伝法）整備事業でございます。1ページめくっていただき、「図1位置図」をごらんください。この路線は淀川の南側を東西に走る路線です。延長640メートル、幅員22メートルで、ほぼ新しく道路を整備する新設道路になってございます。関連事業がございまして、図の左側に南北に阪神なんば線の淀川橋梁がございまして、淀川橋梁は高さが低く、淀川の流れを阻害してございます。そのため国の河川事業において、かさ上げする事業に着手しようとしているところでございまして、もうしばらくこの事業に時間がかかります。この事業に合わせながら、交差する部分について事業を進めたいと思っております。次ページの「図3進捗状況」をごらんください。図の斜線部分が、用地取得が残っている部分です。この用地取得を限られた予算の中で進めながら、鉄道をかさ上げする事業に合わせて進めたいと思っております。1ページ戻っていただきまして、「7 対応方針（案）」につきまして、理由の下から3行目で、阪神なんば線の交差部において連携して進めるべき国の河川事業の進捗状況を鑑みますと、道路整備までには少し時間を要するというところでございまして、限られた予算の範囲では重点的な予算配分は難しいということで、「事業継続（C）」とさせていただきます。今後、国が進める淀川橋梁のかさ上げ事業に合わせて、平成43年度の事業完了をめざしております。

次に、最後になります。資料3-9をごらんください。尼崎堺線（住之江）整備事業でございます。1ページめくっていただき、「図1位置図」をごらんください。この路線は住之江区に位置し、延長240メートル、幅員30メートルで、南側の北加賀屋交差点が渋滞交差点になってございます。この渋滞を解消する目的と、現道を拡幅して歩道をしっかり確保してあげようという事業でございます。平成6年から進めてございます。次ページの「図3進捗状況」をごらんください。現道の拡幅と用地取得を進めてございまして、図の斜線部分は用地が残っている箇所です。渋滞対策としましては、現道を使いながら右折レーンの長さを追加するなど、全般的にできる限り整備を進めております。1ページ戻っていただきまして、「7 対応方針（案）」でございます。繰り返しになりますが、一番下にございます整備プログラムの位置づけとしまして、優先度の高い路線と位置づけしておりませんので、優先路線が終わり次第整備を進める路線ということで「事業継続（B）」とさせていただきます。平成36年度の事業完了をめざしております。非常に長くなりましたが、以上が街路事業7路線の説明となります。

○内田座長

一旦、ここで切ります。いかがでしょうか。資料3-1一覧表でいうと1番から7番まで、個票の資料でいうと資料3-3から資料3-9までということですが、まず、委員の皆さんから質問をお受けしたいと思います。どなたからでも、また、どの件についてでも結構です。

質疑応答（街路事業）

○岡委員

では、まず1番の歌島豊里線整備事業ですけれども、事業進捗率が98%となっていて、土地の取得もほぼ終わっているというのに、完了年度が平成39年度となっています。これから9年間の2%でとまるというか、2%のままということの説明をしていただけますでしょうか。立体交差の影響だとは伺っていますけれども、どういう状態でそれはとまったままにしておくのかということですか。

○西尾街路課長

「図3進捗状況」をごらんください。路線の真ん中に、上下に2本線を記載してございますが、左側が阪急京都線、右側が阪急千里線で、これらをあわせて高架化する工事が今進められてございます。現

状は、地平を走ってございまして、道路を分断するような形でございます。まず地平の線路を高架化することで地平の線路を撤去した後、交差する部分は初めて整備ができますもので、阪急の高架化事業がその段階になりましたら、整備を進めさせてもらうということです。ただ、残りの用地取得すべき箇所もございまして、用地取得を集中的に進めつつ、阪急との交差部分につきましては、高架化工事のタイミングに合わせて工事を進めたいと思っています。

○岡委員

これは、どちらかの工事が遅れたからこうなっているのでしょうか。事業進捗率が98%で、平成39年度まで高架工事が終わらないことがわかっているわけだったら、最終の目的年度がえらくずれが、10年間もずれがあるなというふうに。もともとは昭和48年から開始している事業なので、その時点では高架工事の話がなかったからこうなったのでしょうか。

○西尾街路課長

非常にこの都市計画道路というのは難しいと申しますか、この路線は、全く道路のない部分については全て用地取得をさせていただきながら、相手の生活状況も鑑みつつ用地買収を進めてまいりますので、非常に時間がかかってございます。昭和48年から道路につきましては事業を進めておりますが、もうかれこれ40数年たつてございます。用地取得にも非常に時間がかかっていますので、もちろんそれを見越しながらも、高架化事業というのは後年度で着手してございますが、非常に長引いてしまっているのは、この用地取得に少し時間を要しているというのが大きいかなと思います。

○岡委員

用地取得は、最後まで一息になってから10年間かかるというのわかっているのですかという意味です。

○西尾街路課長

用地取得ともうひとつ、阪急の高架化につきましても、もともとは平成29年に高架切りかえをしようということで当初進めてございましたが、こちらも用地取得をしながら進めている非常に大規模な事業でございますので、財政状況の厳しい中での進み具合というのもありまして、切りかえ時期が平成29年から平成36年に時期が遅れたということもありまして、こういう状況になっています。

○内田座長

よろしいですか。

○岡委員

はい。

○内田座長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○松井委員

3番（東野田河堀口線（大手前）整備事業）、4番（尼崎平野線（山王）整備事業）は、まだ進捗率が64%ですとか48%ですとか、まだまだかかるようですねけれども、今のところは完了年度が平成36年度とか平成37年度と見込んでいらっしゃいますが、これは実現可能なのでしょうか。

○西尾街路課長

3番の東野田河堀口線（大手前）整備事業につきましては、対応方針（案）で「事業継続（B）」とさせていただいており、先ほど申しました整備プログラムの中では、優先的に進める路線が終了し次第、進めていく路線としております。予算確保ができましたら、何とか実現ができる見通しを持ってございます。4番の尼崎平野線（山王）整備事業につきましては、用地取得率は低いですが、密集市街地の北側を走る道路で、優先的に事業費を投資しながら、一日も早く事業の完了をめざしており、予算的な裏付けも持ちまして鋭意進めています。

○松井委員

完了年度は大体予算ベースで決めていらっしゃるということなののでしょうか。何年ぐらいまでに幾ら出せるので完了できるだろうということでしょうか。

○西尾街路課長

はい、そうです。

○松井委員

例えば用地買収でしたら、どうしても時間が非常にかかってしまうんですけども、そこはもう見込めないというように考えておいたらよろしいでしょうか。

○西尾街路課長

そういう要素はございますが、我々の姿勢としましては、権利者に対しても必要性を説明しながら、特に密集市街地の部分につきましては、ご説明をさせていただいた上でご協力を求めているということでございます。

○松井委員

ありがとうございます。

○織田澤委員

関連していると思うのですが、資料3-2の4ページ目で予算、決算の推移が示されていますが、ここ2年ぐらい、平成30年も含めて非常に予算規模が回復しているというか、成長しているのですが、これはどの程度反映されているのかなど。例えば今回、事業の再評価の対象となっている5年前に再評価したであろう事業の完了の年度が大体、平成30年とか平成29年とか、一番厳しい財政状況でこういう評価をしていて、今回、予算がかなり大きく当初と比べると見積られているにもかかわらず、非常に設定されている完了期間が長いんですけど、この辺はどういうふうに考えられるのでしょうか。

○西尾街路課長

資料3-2の4ページ目にお示ししています部分の中で、7路線のご説明をさせていただいたところですが、この棒グラフの一番下から2つの事業費をもとに我々は事業を進めております。この中で平成30年度だけは、予算額になっています。平成29年度までは決算額となっていて、平成30年度の予算ベースではこういう形ですが、この事業はほぼ半分、国のほうに補助金をもらいながら進めております。こういった形で平成30年度は予算要求をしましたが、国のほうも財政状況は非常に厳しく、実際、国からいただいているお金というのはこれの約半分というような状況で、その中で事業を進めています。この中で、特に優先すべき路線ということで、先ほど申しました高速道路の淀川左岸線（2期）が一番下の棒グラフに入っておりますが、ちょっとわかりにくくなっていますが、どちらかという淀川左岸線（2期）の高速道路事業に集中的に半分ぐらい投資をしながら、これからまた、そちらのほうに事業費が必要ということになってまいりますので、今ご説明をいたしましたような街路事業に充てることのできる予算というのは、横ばいと申しますか、それほど大きくなくて、何とか事業費を死守しながら進めていっているという状況で、非常に厳しい状況で変わりございません。ですので、5年前のもう少し予算は好転している、全体としては上がっていているのですが、平面街路整備は厳しい状況でございますので、少し工期延期をしながら用地取得状況を見きわめて期間を設定していっているということでございます。

○内田座長

よろしいですか。

○織田澤委員

はい。

○正司委員

確認ですけど、資料3-2の7ページ目の路線ごとの評価を見ながらお話を伺っていたのですが、例えば4番目の事業（尼崎平野線（山王））、前回評価の5年前はBだったのが今回Aに上がっているわけですけど、資料3-6の社会情勢の変化のところで、密集市街地重点整備プログラムを26年4月に策定したとあって、5年前にはこれの議論をまだしているところだったと想像されるので、このプログラムができたのでこの路線の必要性が高いとしての判断が入ってきたので、必要性等のところの欄にA、したがってその評価の提案としてはということになった、そういうご判断と読めばいいのでしょうか。

○西尾街路課長

はい、まさにおっしゃっていただいているとおりでございます。

○岡委員

関連で、継続BからAに変わったということで、これまでの都市計画道路のところにかかっている住宅、土地の取得というだけではなくて、面的な、例えば住みかえであるとか、市営住宅への転居であるとか、そういうふうな居住者に対する住みかえ支援のようなことも並行して行われている状況なのでし

ようか。緊急にやらなければいけない状況になっているので、そういうふうな住みかえ促進のような面的、エリア的な住みかえ促進の事業も並行して進められているかどうか教えてください。

○西尾街路課長

これは、路線というよりも密集市街地の対策ということでしょうか。

○岡委員

密集市街地の話です。

○内田座長

4番の事業（尼崎平野線（山王））を進めるためにどんな状況にあるかということ具体的に質問されています。

○西尾街路課長

今のところは、ここについてはそういった進め方をしてございません。住宅の部署とは連携していますが、住宅の中でもここより市内には非常に厳しい密集市街地部分がございますので、そちらの事業から進めながらやっているということもございます。

○岡委員

質問の趣旨は、継続Aというふうに、評価を上げているのに、今までと同じことだけでやるのかという意味です。

○内田座長

玉突きでということ期待しているのですね。

○岡委員

ええ。単に、どいてください、買い上げますだけではなくて、ここに移っていただくとか、近隣でそういう市営住宅に移すとか、住み替え住宅をつくるとか、いろいろな方法があると思います。

○西尾街路課長

わかりました。今の市の中でもそういう事業と連携しながら進めていきたいと思います。

○岡委員

お願いします。それでこそ、BからAに上げた意味が出てくるのではないのでしょうか。優先的に予算をつけるという意味もありますけれども、やり方も工夫をしていただきたい。

○西尾街路課長

わかりました、ありがとうございます。

○山本委員

防災という観点でいろいろとご検討されていると思うのですが、南海トラフというのは結構できていますけれども、最近、台風なり地震なり、あと大雨といったことが大阪にもかなり影響があったかと思うのですが、そういったことの影響とかというのは、こういう内容が変わり、こうすべきじゃないかという議論とかはあるのでしょうか。最近の災害があったことが何か影響して今後変わっていくとか、そういうふうなことはあるのかという趣旨です。

○西尾街路課長

まず、南海トラフにつきましては、過去から起こると言われていますので、もちろん想定しつつ、かつ大阪は上町台地でございますので直下型の地震にも対応しながら、先ほど正司先生がおっしゃっていたような大阪市は密集市街地に対する対策というのは考えられていますので、これは継続するものでございます。昨今の台風によるものにつきましては、被害状況も鑑みながら喫緊に対策を進めているところでございます。その経過を受けて、道路の進め方について考えているという部分はございます。ただ、それは南海トラフに対する対策をすることで、昨今の対策を包含する部分もございますので、そういったところは、また今後対処すべき課題がございましたら検討したいと思います。

○内田座長

ほか、いかがでしょうか。それでよろしいですかね。

私から1点、確認させていただきましても、幾つかの事業が前回の対応方針に比べてBからAとか、CからBへと変わっております。BからAに変わっている、一覧表の番号でいうと4番（尼崎平野線（山王）整備事業）、先ほどのところでございますけれども、密集市街地の関係もあって上がったのだらうということだと思いますけれども、5番（豊里矢田線（鳴野・蒲生）整備事業）と7番（尼崎堺線（住之

江) 整備事業) については、こういった理解でよろしいでしょうか。資料の3-2の7ページのところに、都市計画道路の整備見通し一覧という形の表を整理していただいています。先ほど織田澤委員から質問されていたものとも関係するのですが、7ページの表で、他事業との連携で国策としてやっているようなものところについて国から補助金がつく、つかないというか、予算の計上とかいうような側面があって、それ以外の部分について見ていくと、上の4、5、6あたりが平成30年度の完成ということで、もうめどが立ってきたのでCだったのがBに上がったとかいうような理解でよろしいでしょうか。何かほかに積極的な事情があるのでしょうか。

○西尾街路課長

先生おっしゃっていただいている要素もございます。ただ、4、5、6も予定どおり完成する路線もございますが、実は国の予算の状況であったり、用地取得の状況によりまして、これも既に1年延ばし2年延ばしという路線も出てきてございます。ただ、全体としましてこういうプログラムを組みまして、優先順位を再整理した上で、前回のときにはこのようなものをまだ策定してございませんでしたので、それ以降、改めてこういう順位をつけましたので、B、Cということで位置づけております。

○内田座長

これは大きなプログラムの中でということなので、そのプログラムでの優先順位のつけ方については、この委員会自体が大きく何か異議を唱えるものではありませんけれども、個別の内容が適切かどうかということについては判断を求められると思いますので。ですから、5番(豊里矢田線(鳴野・蒲生))のところ、事業完了の目標というのがすぐ先ですよ、平成39年。なぜBなのでしょう。CからBに上げたあたりは、あえてちょっと確認させていただきたいのですけれども。資料3-1で見えていますけれども、今までも予算の範囲内で臨んだけれども、時間を要したので延長。だから、ここから先はずるずる行くのではないのかという感じがして、それをあえてCからBに上げているというのが、ここの延長の説明とちょっとそぐわないかなという感じがするのですが。

○西尾街路課長

これにつきましては、用地もさることながら、路線の中ほどに寝屋川がございまして、これは、地域分断という要素がございますので、橋をかけかえる必要がございます。少し順位を上げながら橋のかけかえというところも考えつつ事業を進めたいと思います。

○内田座長

なるほど。それは資料3-7の表面、「3①事業を取り巻く社会情勢変化等」というところの2つ目ですかね。寝屋川にかかる鳴野橋のかけかえを含む。ここが、やっぱりもうちょっと年数がかかるということでしょうか。

○西尾街路課長

はい。

○内田座長

委員の方、よろしいですか。一応確認に移らせていただきたいと思いますけれども、全体として、対応方針、いかがでしょうか。(案)というのがありますけれども、これについて何か疑問点ありますでしょうか。あるいは適正な判断をするために、あるいは市民の方に適正に理解していただくために、この部分、補足が必要というところがあれば、ご指摘いただければと思います。

一つ、今までの議論を踏まえて、要望として、記録をとっていただいて、あと取りまとめのときに、また事務局と相談ですけれども、先ほど岡委員からご指摘あったみたいに、確実な事業の完了へ向けて、関連する事業との連携というのを留意されたいというようなことを要望させていただきます。どういった位置づけにするかというのは、また事務局と相談ですけれども、どこかに盛り込みたいと思います。というふうに、これは案ですので、またご議論いただきたいと思います。

それともう一点、私が先ほど確認させていただいたところですが、資料3-1の一覧表の5番(豊里矢田線(鳴野・蒲生)整備事業)について、先ほどのように、やはりなぜ完了年度がこれだけ先延ばしなのかということについて、1番(歌島豊里線整備事業)のところでは高架切替えという事情が書いてあるのですけれども、5番(豊里矢田線(鳴野・蒲生)整備事業)のところでは、先ほどの鳴野橋の話が全く書かれていなくてわかりにくいので、それを入れていただければと思います。

○西尾街路課長

はい。

○内田座長

私が提案した内容についてのご意見でも結構ですし、そのほかございませんでしょうか。じゃ、ちょっと最終確認はまた後ほどとして、時間押していますので、もう一件、共同溝の件です。8番について、説明をお願いします。

事業説明（道路事業）

○吉田道路課長

そうしましたら、国道479号清水共同溝整備事業についてご説明いたしたいと思います。

資料は、3-11が概要で、3-12が調書、私、建設局道路部道路課長の吉田と申します。よろしくお願ひします。

共同溝の概要でございますが、資料3-11右下ページ1を見ていただきますと、所在地は大阪市の鶴見区から旭区にございます国道479号で整備をしております。

裏面右下ページ2を見ていただきますと位置図を示しており鶴見緑地の西側、国道479号において約2キロにわたりまして共同溝の整備を進めております。

共同溝と申しますのは、道路の地下に埋設されておりますインフラ施設は、一般的に水道やガス、下水道、電気・通信等をそれぞれ別々で埋設されているのですが、これを1つの大きな共同溝と言われる大きなコンクリートの躯体施設の中に集約していくという事業でございます。それぞれで埋設になっておりますと、それをメンテナンス、修繕等するときに道路の掘り返しをそのたびに行っていくということで、非常に交通に対して影響が生じる。こういった大きなシールドと呼ばれる躯体施設の中に納めることによって、その中に人が入ってメンテナンスができますので、掘り返しは防止されるということで、交通上、非常に大きなメリットがございます。

また、もう一つ、昨今、地震等に対する被害は、こういう大きな躯体施設の中に入っていることによって軽減されるということで、地震等に対する防災上非常に有益な事業となっております。

概要でございますが、先ほど申しましたように、全体で2キロの延長でございます。位置図の横に断面図がございます。先ほど埋設物を1つの大きな共同溝の中に納めると説明したのですが、今回、この清水の共同溝につきましては断面図に示すように2つのシールド、上下のシールドとなっております。上側が電気と水道が入るシールド、そして下が下水道単独のシールドという特殊な構造の共同溝施設になっております。

その次に、3ページを見ていただきますと、概要図でございます。平成18年に開業いたしました地下鉄8号線の清水駅の部分が一番北側の位置になっておりまして、ちょうどその工事が進められているときに我々のこの事業も着手するという状況でございましたので、この北側の駅の部分については地下鉄と合築になっております。清水の駅のところを到達の立坑としまして、この地図でいくと右側、都島茨田線というところに発進の立坑をつくりまして、そこからシールドを掘って行って清水駅のほうにつないでいくという工事でございます。現状、この上下のシールドとも、完成しておりまして、下の下水道シールドについては供用されているという状況であります。残る上側のシールド、関西電力と水道を収容するシールドは、真ん中の部分に中間立坑がございます。これはメンテナンス用のハッチになります。現在、この中間立坑の工事にかかっている状況でございます。

次の4ページを見ていただきますと、この清水の共同溝でございますが、大阪市内の共同溝整備計画でございます。これは平成7年、京阪神共同溝基本計画に基づいてつくられたものなのですが、この地図の真ん中あたり、真ん中よりちょっと上に国道479号清水共同溝となっておりますが、その下の部分、南側から新庄大和川線共同溝、深江共同溝、諏訪共同溝というように共同溝が完成してきております。あと清水共同溝の次の区間、放出共同溝ができますと国道479号の共同溝がつながります。また、東側には大阪の東部のほうから大阪北共同溝がつながってきていまして、あと鶴見共同溝がつながりますと、東からの区間がつながり、また、西側の区間は城東のほうからつながっておりまして、残る城東共同溝というものをつないでいくと共同溝のネットワークが完成します。このため、この清水共同溝ができた後に、残りの3共同溝について順次着手して行く必要があるという状況です。

共同溝の事業につきましては、先ほど申しましたように、地震等の防災に非常に寄与するというこ

で、大阪府の地震防災緊急事業五箇年計画にも位置づけられております。

また、次の6ページを見ていただきますと、共同溝の効果等を書いておりますが、先ほど申しましたようにインフラ施設がそれぞれ単独で埋設されているものが1つに収容されることによって、道路空間の有効な利用に資することになります。

7ページを見ていただきますと、先ほど申しました掘り返し防止、また防災機能の向上等の定性的な効果が得られるということに記載しております。

8ページを見ていただきますと、事業の進捗状況でございますが、今回の再評価での変更点でございますが、事業費は変更ないのですが工期が延びております。前回再評価を受けたときは平成28年度完成予定でしたが、現在完成予定が平成32年度、4年間延長させていただいております。その理由でございますが、先ほど申しましたようにシールド工事は完成しているのですが、中間立坑を施工していくという状況に今なっております。シールドを施工する段階で支障物件が一部出てきてまして、この支障物件の撤去工事でシールド工事が若干延びてございます。また中間立坑の工事を着手するにあたり中間立坑を設ける沿道についてですが、この事業が非常に長い期間を要していることから、もともと事業着手したときには沿道に大きな建物等はなかったのですが、今現状、横に大きな大規模店舗ができておりまして、その大規模店舗にもともと計画した中間立坑の大きさのものを作ろうとすると影響してくるということで、中間立坑の設計変更を行っております。構造変更を行ってございまして規模の小さなものに変更しております。その規模の変更、設計変更時間に時間を要したこと、沿道に大規模店舗ができてまして出入り等もあるということで、それを回避するために支障物件の移設等もございまして、工期が4年間延期させていただいた状況でございます。

次の9ページを見ていただきますと、重点化の考え方ということで、先ほど申しましたように、地震等への防災にも非常に寄与しているということで、大阪府の地域防災基本計画にも位置づけられておりますし、大阪市の地域防災基本計画にも位置づけられています。また、地震防災緊急事業五箇年計画にも位置づけられている事業でございます。

最後でございますが、調書の最後のところ、対応方針を見ていただきますと、先ほど申しましたように、この事業につきましてはライフラインの安全性を向上させ、また地震等による都市機能の防災性を向上させる。また、掘り返し防止により交通の円滑化が確保できるということで、早期に事業を収束させるべく、優先的に進める事業であるということで事業継続評価Aとして重点的に実施し、完了予定年度に完成させたいと思っております。

○内田座長

はい、ありがとうございました。

では、今のご説明に対して質問よろしく申し上げます。

○岡委員

この事業でなぜ設計変更をする必要が生じたのですか。都市計画決定されているにもかかわらず。

○吉田道路課長

この事業は、すみません、都市計画事業ではございません。

○岡委員

都市計画事業では、共同溝は違うのですね。

○吉田道路課長

はい、違います。

○内田座長

中間立坑の計画されているところに何ができるのか、規制のしようがない。

○吉田道路課長

共同溝特別措置法というのがございまして、その措置法で法をかけるのですが、それは共同溝をつくるので新たな埋設をしてはいけないというような、埋設に対する規制だけなので、地上の部分には規制がかからない状況でございます。

○岡委員

そうなのですか。でも、今後とも新しい事業の予定が決まっているところに関しては、ちょっとそのようなことのないように何か方法はとれないかと。

○吉田道路課長

道路に対する規制になってきますので、沿道に対する規制はなかなか難しい状況にあります。

○内田座長

だから、決まったら早目早目に動かないと、時間かかっているといろいろ余分なお金がかかるということ。

○岡委員

はい。無駄が出てくるのがもったいないですね。

○内田座長

ただ、それに関係して、個票のほう、3-12の裏面、拝見すると下から2つ目の⑦事業の実現見通しの評価ですけれども、最後の段落、「また」以下ですけれども、全体事業費を見直して、残事業費は企業体の分担金で実施していると。これは具体的にはどういった形ですか。

○吉田道路課長

この共同溝事業につきましては、企業体、今回でいいますと、下水道と上水道と関西電力がこのシールドの中に入ってくるのですが、当然この企業体には非常に大きなメリットのある事業でございますので、使用される各企業体から分担金をいただいて、分担金と我々の行政側の事業費を足して事業を進めさせていただいております。近年、事業費が厳しい状況等もございますので、事業費が確保できる時に事業費先出しという形をとりながらやっております、大阪市側の負担金は既に支出が終わっております、企業体側の負担金で残りの事業を進めていきます。

○内田座長

ということは、もう何ら支障になるようなことはないので、確実に進められるという理解でよろしいですか。

○吉田道路課長

はい、予算上は。

○内田座長

予算のほかにも何ら、ここから先、困難が生じる可能性はないですか。

○吉田道路課長

中間立坑の工事契約は終わっております、現状は今、準備工事も現地では入っておりますので、後は粛々とやっていくだけです。

○内田座長

はい。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

この件については、必要性も明確ですし、余り議論はないかと思いますが、よろしいでしょうか。

意見聴取（街路事業、道路事業）

では、一旦ペンディングにしました最初の7件と合わせて、1番から8番までについていかがでしょうか。対応方針の（案）というものが出ておりましたけれども、そうしましたら、資料3-1の一覧表で再度確認していきたいと思いますが、真ん中あたりに対応方針（案）というものがございます。

何度か聞くようになりましたように、前回、5年前に比べて3つの事業について、4番（尼崎平野線（山王）整備事業）、5番（豊里矢田線（鳴野・蒲生）整備事業）、7番（尼崎堺線（住之江）整備事業）について、位置づけが上がっております。この点も含めてよろしいでしょうか。特段ご意見なしということで、評価の内容については妥当であると、よろしいでしょうか。

そのほかに、先ほど申し上げたように、判断はついたわけですがけれども、今後この資料を市民の皆さんにごらんいただくときに、より適正に理解していただくに必要な点とか、ございませんでしょうか。

○山本委員

資料3-1を見ているのですけれども、市民の方に対する説明的な意味ですがけれども、例えば3番（東野田河堀口線（大手前）整備事業）は、前回の対応方針はBになっていて、進捗率は64%から、5年経過した現在、64%のままになっていることとか、上もそうですね、前回継続B、2番（本庄西天満線（神山）整備事業）のところですけど、これも85%が86%と、この5年で1%になっている。次にま

たBでいったら同じようなくらいに進んでいくと考えたら、いつ終わるのだというふうに思われる可能性があるのではないかとこの点をちょっと補足していただければと思います。

○内田座長

このあたり、資料3-1のほうに事情を、一番右端のところに事業費の増減ではなくて、完了年度の延長理由、これらが書かれていますけれども、このあたりがもう少しわかりやすいように。先ほど私のほうから、5番（豊里矢田線（鳴野・蒲生）整備事業）についてお願いしましたがけれども、特に2番（本庄西天満線（神山）整備事業）、3番（東野田河堀口線（大手前）整備事業）のように継続のBという、相対的に優先度が高かったにもかかわらず……

○山本委員

だけど進んでいないように見えてしまうので、何しているのだと言われなかなという、ちょっとその辺。

○内田座長

その辺の進まなかった事情については書いているのですが、これが今後進む根拠がうかがえるようなことを、表記を工夫していただきたいというような感じでしょうかね。

ほか、いかがでしょうか。それでは、1番から8番までについては、対応方針については妥当と、この場では認めると。それから、適正な理解を市民の方にさせていただくために、資料3-1の備考欄については、注記をちょっと工夫するというので、その内容については、当該局と事務局で調整していただいて、改めてその具体的内容については、また各委員に諮っていただく。メール等で検討していただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全委員

はい。

○内田座長

それと、他事業との関連で着実な進捗を図るということについては、どういった取り扱いをするかというのは、事務局と相談とさせていただきたいと思います。

以上のようなことで1番から8番についてはよろしいでしょうか。

○全委員

はい。

○内田座長

ありがとうございました。

事業説明（住区基幹公園整備事業）

では、次に進みたいと思いますが、今回は公園整備事業について。

まことに申しわけありませんが、時間が予定より押していますので、以後、説明についてはできるだけ簡潔に、全体を読み上げていただく必要はないかと思います。

では、まことに申しわけないのですが、公園整備事業、もう資料、手元に同じものがありますので、読み上げていただく必要性は余りありませんから、可能であれば5分程度で、よろしくお願ひします。

○竹野調整課長

そうしましたら公園整備事業、ご説明さし上げたいと思います。

資料としましては、資料3-13のところに、まずは公園整備事業全体の状況説明ということで資料に付けさせていただきます。

1つ目が、建設局の運営方針の概要ということでございまして、ここに公園に関するようなことを抜き出して書かせていただいております。その中で2つ目のポツで、新たな緑を創出するとか、全ての緑を良好に保全していくということで、うるおいのある良好な都市環境の形成を図るとか。2つ目は、防災機能に関してどのように進めていくか、安心・安全な市民生活を実現するための公園でありますとか、あと維持管理についても、かなり施設の高齢化が進んでいるというようなことで、計画的に管理を行っていくというようなことを引き続いてさせていただいております。

めくっていただきまして、大阪市全体での位置づけということになりますと、緑のマスタープランと

いうので新・大阪市緑の基本計画というのを現在策定させていただいております。その中で事業というところでいきますと、災害に強い都市空間の創出でありますとか、人と自然が共生する都市環境の創出というようなところ、公園事業ですので緑にかかわっていくのですけれども、主にそういうところの位置づけというようなことで整理をさせていただいております。

さらに地域防災計画の中でも、避難地になるということもございまして、あと応急災害対策の活動実施の空間でありますとか、さまざま防災機能にも資するというようなことで、整備を推進しているというようなことで位置づけさせていただいているようなところでございます。

その次、3ページのところにつきましては、現在事業をさせていただいております公園を市内全体で位置づけさせていただいていまして、今回の対象とします巽公園といいますのは、生野区です。市内の東側のほうに位置している公園ということになってございます。

4ページを見ていただきますと、事業費の推移。公園事業費の推移ですけれども、平成20年度以降でまとめさせていただいております、一番下のところで、新設公園の関連事業費というようなことで書かせていただいております、大体20億前後で推移してきているというようなところでございます。

5ページ目ですけれども、選択と集中の考え方ということで整理させていただいております、最初に局運営方針をまとめさせていただいたのですけれども、どういう形で事業の選択と集中を行っているかといいますと、既に都市計画事業で公園事業を進めていますものが多いのですけれども、その中に事業認可を取得しているというようなことでありますとか、既に事業に着手している公園について優先的に整備を進めていっているようなところでございます。さらに、関連の事業計画があるというようなこととか、用地を既に取得しているというようなところについては整備するだけになりますので、早期の解決に向けて優先的に実施していくというようなことでございます。

とは言いながらも、財源は限られておりますので、事業の選択と集中ということで、事業費の確保に努めていくというようなことで整理させていただいているところでございます。

6ページ目のところでは、事業中の公園の一覧ということで、今回の巽公園につきましては、上から6番目に書かせていただいております、前回の事業再評価後でございますと26、27年度に整備事業をさせていただきまして、今年度、来年度は、今年度を実施設計、来年度に整備というようなことを予定しております、35年度までに用地買収しようというようなことで事業の予定をさせていただいているようなところでございます。

その巽公園、今回審議いただくのですけれども、そこにつきましては3-14のところから調書でご説明をさせていただきたいと思っております。

また、事業概要ですけれども、生野区の巽西1丁目、2丁目ということの地内にございまして、近隣の住民の方の憩いの場とか運動の場、幅広く市民に利用される地区公園ということで、面積4.1ヘクタールの都市計画決定を行っております、その中の約2.5ヘクタールを事業認可いたしているところでございます。

事業の実施状況ですけれども、裏面を見ていただきたいのですけれども、4の②のところでも、事業規模ということで、先ほど申し上げた中で2.5ヘクタールの事業ということで、そのうち用地は2.4ヘクタールを取得済みでございます。さらに、整備率としましては72%というようなことで整備を進めているところでございます。

前回の再評価の時点では、完成予定を29年度ということにさせていただいたのですけれども、今回の再評価では期限を延ばさせていただいていまして、35年ということです。

この間も、先ほど申し上げましたような形で、ちょっとすみません、付属資料のところのパワーポイントのところを1枚めくっていただきまして、図3進捗状況②という図面を見ていただきたいのですけれども、その中で一番南の端のほうのところは26年、27年で整備させていただいた部分もございまして、残りが31年、32年というようなところで、用地のできていないところが現状、残事業として残っているようなところでございます。

前回再評価以降も一定の整備はさせていただいたのですけれども、ちょっと現状の財政状況なんかも鑑みまして、全体完成には至っていないというようなところでございます。

今後は、31年整備のところにつきましては、今年度実施設計の予算も確保しております、設計をいたしまして、来年度に整備をしていきたいという形で考えております。残りの未取得用地と書いている

部分が、用地がまだ取得できておりませんでして、用地交渉を行った上で用地買収、整備を行って、35年までに事業を完成させていきたいというふうに考えているところでございます。

全体の事業費につきましては、前回よりも1億円ほど下がっておりますのは、整備内容なんかも見直しまして、若干精査した結果で1億円ほど下がっているというようなことでございます。

それから、3番です。事業の必要性の視点のところですけども、ここでは費用対効果、費用便益の分析の結果を記載しておりまして、これは国交省で出しております費用対効果の分析マニュアルにて算出しております。効用関数法というものを使用しておりまして、公園整備によるもたらせる価値の定量的な計算方法ということで、公園整備の有無によって周辺世帯が望ましさの違いを貨幣価値に換算する公園整備を評価する手法ということでやっております、結果的にはB/Cは3.19というようところで、一定の投資効果があるというふうに考えているところでございます。

また事業の必要性ですけども、本市の都市公園の整備状況といいますのが、他都市、他の政令市に比べて少ない状況にもございますし、市政モニターのアンケートでも緑に不満というふうな結果が市民の55%というふうなことでございまして、理由として公園が不足しているというふうなことで、公園事業を実施していく必要があるというふうに考えているところでございます。

4番、事業の実施の見通しですけども、先ほど申し上げましたような形で今年度設計、来年度整備を行いまして、残りの分につきましても引き続き地域と交渉をさせていただきまして、35年度の事業完成を目指すということで考えております。

この公園につきましては、生野区では最大級の地区公園ということでございまして、貴重なオープンスペースを提供するとともに、レクリエーション、防災機能の向上や効果が期待されるということで、生野区の地域においては利用者の期待の高いものと見ておりまして、さらに本市の公園整備状況は他の政令市に比べて少ない状況でもありますので、当該公園につきましては、現状は公園整備で72%、一定の整備は進んでいるところでございますので、若干遅延の影響は少ないことも考えられますので、評価分類としましては事業継続(C)ということで、整備の見通しが高いということもありつつ、一定整備が必要というふうなことで、Cということで評価させていただいているところでございます。

走りましてけれども。

○内田座長

どうもありがとうございます。

では、委員の皆さん、質疑に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

質疑応答、意見聴取（住区基幹公園整備事業）

○岡委員

まず、31年度に未取得用地の周りのところについては、公園として整備をするということですね。ここで取得されないままでも。

○竹野調整課長

そうです。まずは、用地取得してございますので、そこをまず整備するというところでプラス効果を発現したいなというふうに考えておりまして。

○岡委員

それで、この未取得用地は何なのですかというのも変な話ですが。

○内田座長

現況はどうなっているのですか。

○竹野調整課長

現況は、いわゆる民有地でして。

○安藤担当係長

未取得用地の現況ということですか。

○岡委員

はい。

○安藤担当係長

現在、民間事業者が事業を営んでおります。

○岡委員

ここは都市計画決定をもちろんされているわけだから、借りるというわけにはいかないのですか。

○竹野調整課長

土地をですか。

○岡委員

土地を。

○内田座長

その民間事業者が、どこに移設するのかという交渉事……

○竹野調整課長

そういった交渉事をした上で、基本的には取得させていただくという。

○岡委員

でも、この土地を買います……都市計画決定されたのは何年ですか。一番初めのときは、昭和14年ですか。

○竹野調整課長

そうですね。

○岡委員

その辺からですよ。

○内田座長

ただ、交渉事と、もう一方で用地取得の予算が確保できているかどうかという、両方あると思いますけども。

○竹野調整課長

そうですね、現状は今予定していますのは、まずここを整備させていただいた上で、先ほど予定で申し上げましたけれども、資料の6ページのところで、30年、31年で整備させていただきまして、32、33年で用地交渉を進めまして、34年度以降で用地を買わせていただいて、34、35年で用地整備というような形で35年を目指して整備を進めてまいりたいというスケジュール感です。

予算のほうは、その時点で確保に向けて努力したいということでございます。

○岡委員

何でそんなにかかるのか、よくわからないのですけど。

○内田座長

先立つもののみじゃないですか、実際のところは。

○岡委員

お金だけの話ですか。

○安藤担当係長

やっぱり事業費のところだけ大きいところなのですけども。

○岡委員

でも、昭和14年からですから、もうどんどん値上がりするということですよ。

○竹野調整課長

その時代からは……

○岡委員

考えるとね。どうしたらいいでしょうね。何となく悩ましい感じですけども。すみません、ちょっとしたこと。

○内田座長

資料3-13の6ページのところに、実施中事業一覧というのがあって、選択と集中という説明もあったのですが、この異については、もうある程度効果発現しているから選択対象にならないと、重点化しないということですけども、逆にこの6ページにある表で、どこか重点化されているところというのはあるのですか。

○竹野調整課長

今でいきますと、一番上に正蓮寺川があるのですけども、そちらは総合整備事業ということで各事業

が効率的かなというような。

○内田座長

そういう趣旨で継続Cとつけられていると私は理解しましたけれども。

○竹野調整課長

もちろん、そういうふうなことで、Cというのはそういう意味です。

○内田座長

なかなか織田澤委員のおっしゃられるようなことを文章としては書きづらいので。

○岡委員

そうですね。

○内田座長

まあ、Cというのはそういった意味合いということでもよろしいですか。

○竹野調整課長

まずは、整備のほうはちょっと取り組みたいのですが、用地買収のほうは、ちょっと予算を見ながらやっていきたいというふうに。

○内田座長

もうお宅の土地要らないから買わないよというそぶりを見せると、かえって相手との交渉が失敗するとか、どっちに作用するかわからないところもありますからということかと思えます。

およそ、よろしいでしょうか。

ただ、資料について、先ほど来の話で、2カ所ほどちょっとお伺いしたいことがありまして、まず、個票のほうで資料3-14の裏面なのですけども、裏の下のほうで5の事業の優先度の視点の評価のところ、その下から2行目、「・・・と考えられるが、本公園を早期に整備し」、「早期に」と入っていると、やはりCというのは違和感があるので整備の必要性はあると、「早期に」というのはないほうがいいのではないかなと。

同じようなことで、下のところ、対応方針の理由のところの下から3行目、同じ文言があって、そこも「早期に」もないほうがCという理由がわかりやすいかなと思うのです。

同じような趣旨で、全体の総括表、資料3-1のところ、9番のところの備考欄ですけれども、今2項ほど上がっていますけれども、第3項に、先ほど口頭ではご説明があったようなことです。既に72%供用していて一定の効果は発現していると、だからBではなくてCだということがわかるようなことを追記していただければと思います。

私からお願いしたいことは以上ですけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○山本委員

先ほどの話を聞いていて、これは何かもうすぐ終わるのだとしているのだなと見ていたらCになっていたという印象を受けたのは確かなのです。だから、その辺のところですかね。結局、だから今はもう既にやっている、使われているからいいのだという話なのですよ。

○内田座長

第1項の財政状況を踏まえると、最後の2%とはいえ、総事業費はでっかいのが2%なので、結構金額は大きいですよ。だから、Cにする理由として、厳しいお金の話は書いてありますから、既に効果はあるということぐらいでよろしいですか。

じゃ、対応方針については妥当であるということで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

事業説明（下水道事業）

お待たせしといて申しわけないのですけれども、時間押してしまして、当初の予定では3事業について15分程度ということで聞かれていますと思いますけれども、目標は半分ぐらいです。ですから、疑問点については質問させていただきますので、各資料、一言ずつぐらいで、各ページ一言ぐらいで。具体の数値とかは、見ればわかるというスタンスでよろしくお願いします。

○井上調整課長

それでは、下水道事業につきまして、下水道河川部調整課長の井上でございます。私のほうからご

説明させていただきます。

短くということですが、まず、下水道事業の評価の対象について、簡単にだけご説明させていただきたいのですが、下水道事業につきましては、インデックス3-15、16、17とございますが、下水道施設につきましては複数の施設により初めて効果が発揮されますことから、構成要素の一つ一つである管路1本、それからポンプ場、処理場施設1カ所ずつといった個別の事業でのアウトカム評価が大変困難ということで、施策別での再評価という形で、25年度からこのような形でさせていただいております。

ということで、まず3-15でございますが、浸水対策事業として上げさせていただきました。

浸水対策事業としては、この事業内容にありますように、管路156キロ、それからポンプ場の能力を毎秒770立方メートルとするという、こうした目標を立てて現在まで進めてきているところでございます。

費用便益等は、浸水被害をこの対策によって防除される効果ということで、家屋への被害、それから社会基盤施設への被害、そうしたものから算定をしているところでございます。こうしたところから、費用効果、費用便益比、資料では2.4とさせていただいておりますが、便益1以上ということで、投資効果があるとしておりまして評価させていただいております。

調書のほう裏面に移らせていただきまして、現況の事業の見通しの視点で書かせていただいておりますが、32年度に現在、雨水対策整備率という浸水対策の整備進捗の手法として、整備ができた面積の割合で示しておりますが、その面積割合を83%に向けて進めているところでございますが、現状かなり予算厳しい状況の中進めているということで、まずは我々としては、老朽施設等を抱えておりますので、そうした施設を着実に維持更新して、所定の既存ストックをしっかりと維持していくという観点で浸水対策も進めていきたいと考えております。そういう中で現状進めている対策等を着実に進めるとともに、既存の効果等の見直しも図りながら実施していきたいと考えております。

事業の実現の見通しの評価としては、Bとしておりますが、建設局として、市民の安全・安心にかかわる浸水対策事業は大変重要ということで、優先度としては非常に高いものと認識しておりまして、そちらのほうはAとしております。

最後のところでございますが、浸水対策事業としましては、市民の安心・安全の確保の観点から極めて緊急性の高い事業という認識のもと、局の運営方針に定めております。既存施設の有効活用、新技術の導入などを図りながら、予算の範囲内でしっかりと事業を進めていきたいということで、評価としましては、対応方針としましては事業継続（評価B）とさせていただいております。

続きまして、3-16のところでございますが、合流式下水道の改善事業として、施策として上げさせていただいております。

大阪市の市域のほとんどが合流式下水道で整備をされているということで、汚水と雨水を一本の管渠で集水しております。雨天時には、こうした中で汚水が河川に未処理のまま放流されているということで、環境の悪化を防ぐための対策を講じる必要があると。合流式下水道の改善につきましては、下水道法の施行令の改正によりまして、平成35年度までの改善が義務づけられておりますので、そうした年限に向けて現在進めているという状況でございます。

そういう中で大阪市としては、調書の事業概要のところに書いておりますが、雨天時下水活性汚泥処理法とか、凝集剤添加型傾斜板沈殿処理法、こうした大阪市で独自で技術開発した技術なども用いながら、効果的に整備を進めてきているところでございます。

事業の必要性としましては、費用効果としては、これは合流式下水道の改善対策を講じないことで、道路に堆積した汚濁物や下水管にたまっていた汚濁物、こうしたものが河川に流れ出てしまいますので、この対策の代わりに清掃を実施した場合と比較しているということで、代替法で算定しておりますが、費用対効果6.3ということで効果があるということでまとめております。

裏面のほうに事業の見通し等を評価しておりますが、まず、事業の見通しの視点での評価でございますが、35年度の事業完了、これが法的に義務づけられたものとなってございますが、現在やはり下水道の流入水量そのものがかなり減少してきていること。計画を立てたときに比べると、汚水量そのものが減ってきているという現状がございます。長期的に見て、この減少のトレンドというのは変わらないと認識しておりまして、今後、この計画汚水量そのものを見直していくということも考えておりますが、こうした中で現状の見込みとしては35年度の達成というのは可能であると、そのように判断しております。

す。

優先度の視点という評価では、やはり法的な位置づけがあるということがございますので、優先度が高いと認識しております。こうした中で現状、事業継続の（A）ということで進めていきたいと考えております。

続きまして最後、高度処理事業となつてございますが、こちらにつきましては大阪湾の流域総合、大阪湾での評価ということをお大阪府、国・府、流域の各府県と市町村、そういった中で計画を立てて進めてきております。大阪湾流域別下水道整備総合計画といった形で位置づけておまして、大阪市につきましても、高度処理を導入する水処理施設を新設、それから改築・更新、それから設備の改造、こうしたところで合計5カ所の対応を考えておるところでございます。

事業の必要性といったところでは、環境基本法、それから水質汚濁法等での位置づけ等もございまして、その中でしっかりと進めていきたいと考えております。

費用便益分析につきましては、現状、河川等に放流される汚濁物を浚渫することによる代替法ということで算定しておりますが、こちらについても費用便益比が9.3ということで高いという状況でございます。

裏面のほうに移らせていただきまして、事業の実現の見通しということで書かせていただいております。こちらについても予算確保というのは非常に難しい状況、厳しい状況ではあるのですが、やはり我々はこれ、施設の改築更新などに合わせて着実にこうした機能を持たせていくということで進めてきております。それとあわせて、先ほど申しましたように計画放水量の見直しなども進めながら、達成を図れるようにしていきたいと考えております。

事業の優先度としては、流域の各市町村での目標ということもございまして、そうした中で大阪市としても着実に達成していきたいと考えております。

今後の取り組み方針としましては、法令等に基づいてということと、やはり既存施設の更新の事業、それから、我々としても新技術の導入を図りながら、しっかりとこの辺も対応していきたいと考えております。ということで事業継続の評価（B）という形でさせていただいております。

25年度からの評価としては、資料行ったり来たりで申し訳ありませんが、3-15のところでございますが、中期的な目標として定めております平成32年度の目標といったところは、一定達成の見込みというところもございまして、評価としてはBとしておりますが、改築更新もしながら、しっかりと現状の維持もしながら予算の範囲内で着実に進めるという観点で、浸水対策だけAからBへと落とすような形で、合流式改善については、法令での定めもある観点から予算も重点化しつつということでAに上げているところがございます。

すみません、非常に雑駁となりましたが、説明のほう以上にさせていただきます。

質疑応答、意見聴取（下水道事業）

○内田座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。質疑に移りたいと思います。どなたからでも結構ですが。

○松井委員

10番の抜本的浸水対策事業をAからBに落とされているということですが、なかなか市民の目線からすると、台風が来ると雨の心配もかなりあるので、かなり不安に思われる方もいらっしゃると思いますけれども、そこら辺はどのように説明していかれようとしていらっしゃるのでしょうか。

○濱田事業計画担当課長

そうですね、昨今の地震、あるいは台風21号でかなり大阪市内でも大きな雨になっておりますし、幸い、浸水という被害というのは多くは出ていない状況なのですが、それ以上の雨が降った場合というのは浸水というのが発生する可能性というのは、やっぱり大阪市においても十分考えられます。ほかの都市でも120ミリを超えるような雨が降っておりますけれども、そういった雨も大阪市にも降らないというふうには限らないと思っております。

大阪市としても浸水対策事業、抜本的対策事業というのは継続的にはもちろん実施していく必要があると思っております。ただ、やはり財政状況というのは厳しい状況があるということで、評価と

いう形ではBというふうに落としているのですが、重点施策であるということには変わりありませんので、今後も引き続き効果的・効率的な対策、手法に工夫を凝らしながらやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

○正司座長代理

ご主張はわかるので、できたらこんなことも市民の方にご説明されたらという意味のコメントなので、ちょっと委員会の趣旨から外れるのですが、例えば10年、15年前は7割という整備率です。今は8割を超えたとなっている。それが市民の方々にもどれだけ違うのかということが感覚的にもわかるようにご説明されて、合流式のほうを急がなければならないので、そちらをAにしたという判断だとわかるようにされてはいかがでしょうか。少しそのあたりをこの書類の説明としては要らないかもしれないけど、市民の方々にはそういった情報発信をしていただきたいなというふうに思いました。

○内田座長

はい、コメントということで。

ご質問、コメント、ございませんでしょうか。

私から一つ、これもコメントですけれども、先ほどの公園の話と一緒にすけれども、よく見ていると資料3-1の表の右端、備考のところの下のところが不適切なかなど。備考の後ろの括弧には「a～eの補足等」となっていて、だからA、対応方針をどんな考え方でやったかというのを普通であれば補足をここに書けるはずなのですが、その下に事業費とか完了年度の延長理由だけが書いてあるので、下水道のところについても斜線が引っ張ってあります。せっかくのこの備考欄が有効に使えていないかと思えます。ですから、10、11、12、これ相互に関連してくる話なので、3つ打ち抜きでいいと思えますけれども、なぜ11番は合流式の話はAに上がっていて、一方で抜本的浸水対策はBに落ちているのかあたりを、ここに備考欄に書いていただいたほうがわかりやすいじゃないかなと思います。これはコメントで検討してくださいということです。

質問ですが、実際のところは予算の確保、これは国からの補助金とかも関係してくるのですか。

○井上調整課長

下水道事業、おおむね基幹施設については2分の1の国費、交付金をいただいています。

○内田座長

法を守らなければいけないので、11番については、国のほうの分も非常に期待できるというようなことでいいですか。

○井上調整課長

そうですね、今のところは重点施策としては位置づけていただいているといったところになるかと思えます。

○内田座長

というような事情があるわけですね。

○井上調整課長

浸水対策についても、実は全国的に雨の被害等出ていますので、国の方針としては重点施策に位置づけられています。

○内田座長

ただ、大阪市として順位をつけると、今から法で定められている期限まで、頑張っようやく間に合うかどうかというところなのでAに上がっているという理解でよろしいですか。

○井上調整課長

35年度の完成に向けてということで、重点的にしないといけないということと、あと、やはり浸水対策、高度処理といったのは改築更新といったところも、非常に水質保全というところ、それから浸水対策というところ、改築更新でまず今あるポンプをしっかりと維持しないといけないというところもありますので、そういう観点で両施策はBというところ。

○内田座長

なるほど。

もう一個質問しようと思ったのは、そういったメリハリをつけていくときに、12番については継続BではなくてCというのもあり得るのではないのでしょうかというのを質問しようと思ったのですが、

今お答えが出たような気もしますが。CではなくてBなのは。

○井上調整課長

今、老朽施設の設備の更新を図る中で、やはりせっかく入れかえるのだから高度処理に対応できるような設備に入れかえをするとか、建てかえをするという、そういうような対応で何とか37年度に達成できるようにということを進めておるところです。

○山本委員

実際に抜本的浸水対策というのかなり力を入れたいのだけれども、期限が迫っている11番の合流式のほうをやらざるを得ない状況でという感じなのですね。すみません、ちょっと投げやりですけど。

○井上調整課長

この浸水と合流改善とで、決して優先度をつけているというわけでもないのですが……

○内田座長

いや、ただ、つけざるを得ないという事情が。

○山本委員

予算に多分余裕があれば両方とも上に上がってきているのかなという印象は受けたのですけれども、そういう事情ということでよろしいのですか。

どちらが大事というわけじゃないけれど、期限があるか否かというのは結構、確かに判断としては影響があるものなのかなというところだと思いますけど。

○井上調整課長

そういう面がないとは言えないのですけれど、浸水対策についても、まず我々としては既存ストックをしっかりと維持するという、それと、やっぱりこの間、浸水もかなり大阪市内に関しては減ってきているということもあって、しっかりと施設の評価をまずして行って、今後の整備をもう少し効率的にもできないのかなといったそういう検討もしてきていますので、少しそういうところも見ながらのBということに。決して合流改善と優劣をつけたというわけではない……

○山本委員

そういう印象をちょっと受けてしまったのでというところ。

あと、資料3-15の3、事業の必要性の視点のところ、大阪市においても平成23年から25年に大きな浸水被害が発生しているとなっていて、だから、それ以降は余りないという話なのかなというふうには思ったのですが、これは何か対策をとって浸水被害が減っているという話なのですか。

○濱田事業計画担当課長

そうですね、23年から25年、3カ年にかけて、局地的に短時間にかなり強い強度の降雨がありまして、それによって市内で至るところで浸水が起こったという状況があります。3カ年とも浸水の件数でいいますと1,000件を超えているような状況でした。

対策は、抜本的対策というのはやはりちょっと時間がかかるというのがありますので、きめ細かな対策というのをやっていくべきだという計画を立てまして、現地踏査を行いまして浸水の原因というのを十分把握した中で、その効果的な対策というのをきめ細かな対策でやっています。

例えば、雨水ますが足りなくてボトルネックになって浸水しているという現象が見受けられたらますを設置したり、あるいは、管の能力が一部足りないよということになりますと、バイパス管なりネットワーク管なりを設置したりと、そういう対策を行ってきた結果もありまして、最近、25年度以降は大きな浸水は発生していないのかなという、効果はあらわれてきているのかなというふうに思っています。

○井上調整課長

今言いました対策というのは、8割ほど整備してきた抜本対策を使い切れていなかったもので、それを使い切るような飲み口をふやすとか、そういうような対策を主に実施しております。

○織田澤委員

浸水対策の調書を確認して、7の対応方針で、32年度の事業完了までにめどが立っておりということなので、これは要するにBでも着実に実施できますとおっしゃっているという理解でいいのですか。

それに対して、もう一個の合流式のほうは、目標とするところまでギアを上げていかないと達成できないよ。だから、市民の皆様には、いずれにせよ両方のこういう対策を要する問題に対してちゃんと目標をクリアしていますよというふうに読んでよろしいのですか。

○井上調整課長

今ご指摘いただきましたような観点でいいかと考えています。

○内田座長

およそ質問はよろしいでしょうかね。

最終確認の前に、資料3-1、やはり市民の方にごらんいただくということを前提に考えていくと、個票をつぶさにとというのはやっぱり無理があるかと思しますので、総括表のところの表記を工夫していただければと思うのですけれども。それで10から12番、資料3-1の総括表の備考欄のところ、今、各委員からの質問が出たような疑問というのがやはり出てくるわけですから、ここの欄を有効に使っていただい。

個票のほうを見ると、実現の見通しの評価、それから優先度の視点、それらトータルとして対応方針という仕立てになっているわけですから、事業自体の優先度、お金に余裕があれば決して優劣がついているわけではないというようなことははっきり書いていただいたらいいと思います。ここまで来ているのだとかいうことも書いていただい。現在の、ここから5年に一度見直すというような観点で見ているときに、限られた予算の中であえて優先度をつけるというのがこの対応方針の考え方ですから、こうなったのだというのを簡潔に記述していただければ、お願いしたいと思いますが。

今の点もあわせて、対応方針、B、A、Bという形になっていますけれども、これ妥当ということでよろしいでしょうか。

○内田座長

じゃ、どうもありがとうございました。

では、幾つかこの資料とか個票について、修正等の話でありましたけれども、また事務局と調整して、また改めて確認だとか、最終確認をメール等でさせていただくということで進めたいと思います。ですから、追加してこの点もというのがもしありましたら、事務局のほうへお伝えいただければと思います。

内容（3）事業再評価対象外事業等について

すみません、予定の時間より20分ほど押しております。巻きでいきたいと思いますが、次第の先のほうへ進めまして、（3）事業再評価対象外事業等についてのうちの事業再評価対象外事業について、事務局から簡潔に説明をお願いします。

○足立行政リスク管理担当課長

行政リスク管理担当課長の足立でございます。

資料4につきましてご説明させていただきます。

これらの再評価対象外事業につきましてですけれども、資料4、平成30年度事業再評価対象外事業一覧表をごらんください。

事業再評価の実施方針に基づきまして、事業進捗率が90%以上で5年以内に完了のめどが立っているものについては対象外としてございます。これについてご報告いたします。

今年度の対象外については6件ございまして、既に一応90%以上、完了年度については、一部は完了年度が延長しているものもございまして、5年以内に完了することになってございます。

詳細は資料4の2ページ以降に、事業ごとに取り組み等をまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

報告は以上です。

○内田座長

今のご報告について、何かコメントありましたらお伺いしますが。

○織田澤委員

すみません、ここに上がっている事業ではないのですが、前回、同様の扱いで対象外となったけども、まだ実際に継続中の事業というのはあるのでしょうか。

○足立行政リスク管理担当課長

ちょっと手元にございませぬので、また後日、確かめてからでよろしいでしょうか。

○内田座長

また改めて。

ほか、よろしいですか。

では続きまして、今年度対象事業、夢洲土地造成事業の取り扱いについて、報告をお願いします。

○友田工務課長

港湾局計画整備部工務課長の友田でございます。よろしく申し上げます。

夢洲土地造成事業につきましては、平成25年度に事業再評価を受けてございまして、本来は5年経過後の今年度に再評価を行う事業ではございますけれども、諸般の事情によりまして来年度に実施したく考えております。その理由につきまして説明させていただきます。

お手元の資料は、資料5をごらんください。

資料の1ページ目でございますけれども、担当は港湾局計画整備部工務課（環境保全）でございます。

事業目的としましては、夢洲につきましては、良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的としまして、廃棄物、建設工事に伴う建設発生土、しゅんせつ土砂の受け入れを行っております。めくっていただきましたら2枚目に、位置図及びその裏面に航空写真をつけておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

夢洲は、4工区に分かれておりまして、西側の1区は市内から発生する一般廃棄物・産業廃棄物で、中央の2区と3区につきましてはしゅんせつ土砂と建設発生土、東側の4区は建設発生土等により造成を行っております。

埋め立てを完了した区域につきましては、港湾関連用地として利用するだけでなく、多様化する社会的ニーズへの対応や大阪市域の発展に寄与する用地としてまちづくりを進めているというところでございます。

事業内容といたしましては、埋立面積が331ヘクタール、事業内容につきましては埋立護岸の築造、地盤改良、道路・上下水道・ガス等のインフラといった基盤整備というふうになっております。

続いて、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化というところでございますけれども、夢洲は、産業・物流機能の集積を図る地区としてインフラ整備等を進めてきております。しかしながら、昨年、平成29年8月に府・市・経済界で夢洲まちづくり構想というものを策定しまして、新たに国際観光拠点の形成を目指すこととなりました。

資料裏面にまいりまして、これを受けまして現在、夢洲での基盤整備については中断しております。さらに、港湾計画のマスタープランでございます大阪港港湾計画につきましても平成30年度末に改訂する予定でございまして、その中で夢洲の土地の利用計画につきましては、夢洲まちづくり構想に示された国際観光拠点の形成が可能となるものとするものとしております。

最後に、事業再評価の時期でございますけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、平成21年度に府・市・経済界で取りまとめた「夢洲・咲洲地区の活性化に向けて～中間とりまとめ～」というものに基づきまして、これまで産業・物流機能の集積を目指すこととしておりまして、前回、平成25年度の事業再評価につきましても、その計画に基づき実施したところでございます。しかしながら、昨年度、平成29年8月に夢洲まちづくり構想が策定されまして、それを踏まえた大阪港港湾計画の改訂を平成30年度末に予定しており、この改訂により、土地利用計画が産業・物流拠点の集積から国際観光拠点の形成へと大きく変更となります。そのため、現時点では国際観光拠点の形成を前提とした基盤整備の内容が未確定でございまして、土地造成事業で負担すべき事業費の算出とか、便益である土地の資産価値も想定できないというところから、費用便益分析が困難な状況となっております。

今後は大阪港港湾計画の改訂等により土地利用計画を確定させるとともに、基盤整備計画の作成や土地の鑑定評価等を行ってまいります。これらのことにより、平成25年度の事業再評価から今年度で5年が経過しましたがけれども、来年度の平成31年度に事業再評価を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田座長

はい、ありがとうございます。

以上のご説明に対してご質問、コメントありましたらお願いします。

来年度には確実に行うと。

○友田工務課長

その予定で考えております。

○内田座長

正司委員、特段よろしいですか。

○正司座長代理

とくにないです。

○内田座長

この状況からしたら妥当なことかと思いますので、承知いたしましたということで。どうもありがとうございました。

内容（４）継続中事業の自己評価結果について

では、議事次第の予定されているものの最後、（４）継続中事業の自己評価結果についてということで、資料の６、説明をお願いします。

○足立行政リスク管理担当課長

それでは、事務局からご説明いたします。

継続中事業の自己評価結果についてご報告いたします。

お手元の資料６をごらんください。

資料の１枚目は、今年度の自己評価結果を取りまとめたものでございます。

自己評価の対象ですけれども、平成26年度から28年度の間に再評価を実施した29事業のうち、再評価の時点で事業継続AからCとした27事業が対象でございます。

結果の内訳でございますけれども、全27事業のうち取り組み方針に沿って実施できた、すなわち丸印としているものが24事業、取り組み方針に沿って実施できなかった、すなわちバツとしているものが3事業になってございます。

バツとした3事業につきましては、完了年度の見直しを行ったためバツというふうにされていますけれども、いずれも事業の完了に向け進捗はされておるところでございます。

詳細は資料６の次ページ以降にまとめて記載してございますので、ご参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

○内田座長

はい、ありがとうございます。

今のご説明の内容について、ご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが。

いかがでしょう。

○織田澤委員

８分の２の一番下の案件ですけど、事業継続が対応方針のCということなのですが、内容を読むと、直轄事業で岸壁整備が進まなかったの、埠頭用地の整備も進んでいないためと書いてあるのですが、これで丸というのは何か違和感があるので、バツとも丸とも違う何か外性的要因によって不可避免的にこういうふうになったみたいなのがあったほうが、ぱっと見たときに問題ないように思うのですが、何も進んでいないと問題は改善しないので、何かちょっと工夫をされたらいかがかなと思います。

○足立行政リスク管理担当課長

ご意見ありがとうございます。関係局と、また調整しまして検討します。

○内田座長

自己評価結果、マル・バツ以外のものを設けるといのは可能なのですか。その辺、ルール自体をちょっと変えないといけないかもしれないですね。

ほかの点、いかがでしょうか。

そしたら、この件については報告事項ということで、以上にさせていただきたいと思います。

議事次第に上がっております予定された内容は以上です。

進行がまずくて時間が押してしまい、申しわけございませんでした。

では、事務局から、次回開催等についてお話をお願いします。

○井手行政リスク管理担当課長代理

長時間のご議論いただきましてありがとうございました。

本日ご議論いただきました内容につきましては、今後予定しております意見公表に向けまして、本日

いただいたご意見をご確認いただくとともに、本日ご指摘いただきました備考等など確認していただく事項につきまして整理させていただきまして、またお手数ですけれどもご確認いただきたいと思ひます。

また、第2回の有識者会議につきましては、12月18日火曜日午後1時半より開催させていただき予定でございます。よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして第1回大阪市建設事業評価有識者会議を終了させていただきます。ありがとうございました。